

# 滋賀県青少年の健全育成に関する条例

昭和五十二年十二月二十三日 滋賀県条例第四十号

滋賀県青少年保護条例（昭和三十九年滋賀県条例第五十五号）の全部を改正する。

## 目次

- 第一章 総則（第一条 第六条）
- 第二章 健全育成に関する施策（第七条 第九条）
- 第三章 健全育成を阻害する行為の規制（第十条 第二十六条）
- 第四章 罰則（第二十七条 第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条・第三十一条）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、青少年を取り巻く環境の整備を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為および環境から青少年を保護し、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

### （条例適用上の注意）

第二条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやくもこれを濫用し、県民の自由と権利を不当に制限するようないことがあつてはならない。

### （定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。
- (二) 図書等 書籍、雑誌、ちらしその他の印刷物、図画、写真、フィルムおよび録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式による記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をいう。
- (三) 興行 映画、演劇、演芸その他のみせ物をいう。
- (四) 広告物 看板、立看板、はり紙、はり札 その他これらに類するものであつて公衆に表示されるものをいう。
- (五) がん具等 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に定める刀剣類を除く。）その他これらに類するものをいう。

(六) 自動販売機等 物品の販売または貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売または貸付けをすることができる自動販売機および自動貸出機をいう。

(平七条例四十二・平十条例十・平十二条例四十七・平二十条例十八・一部改正)

### （保護者の義務）

第四条 保護者は、青少年を心身ともに健全に育成することが本来の義務であることを自覚し、健全な家庭環境づくりに努め、青少年を監護し、教育しなければならない。

### （県民の責務）

第五条 すべて県民は、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為および環境から青少年を守るとともに、地域社会において相互に連携する等それぞれの立場において、青少年の健全育成にふさわしい環境をつくるように努めなければならない。

### （施策の公表）

第六条 県は、毎年、青少年の健全育成に関する施策の内容を公表するものとする。

## 第二章 健全育成に関する施策

### （県の施策）

第七条 県は、この条例の目的を達成するため、特に次に掲げる事項について必要な施策を講じるものとする。

- (一) 健全な家庭環境づくりに関する指導および啓発
- (二) 青少年団体および青少年育成団体等の活動に関する指導および援助
- (三) 青少年の活動の場としての施設の整備および利用の促進
- (四) 社会環境の浄化に関する指導および啓発

2 県は、青少年の健全育成に関し、市町との連携を図るとともに、市町が行う青少年の健全育成に関する施策との調整に努めるものとする。

(平十二条例四十七・平十六条例三十八・一部改正)

### （推奨）

第八条 知事は、図書等、興行およびがん具等でその内容が青少年の健全な育成を図るうえに有益であると認めるものを推奨することができる。

### （表彰）

第九条 知事は、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- (一) 青少年を健全に育成するために積極的な活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (二) 青少年または青少年団体でその活動が他の模範になると認められるもの

## 第三章 健全育成を阻害する行為の規制

### （業者の自主規制）

第十条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（六歳以上十八歳未満の者をいい、婚姻した女子を除く。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。

(平十二条例四十七・一部改正)

### （有害図書等の指定）

第十一条 知事は、図書等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- (一) 次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - ア 著しく青少年の性的感情を刺激するもの
  - イ 著しく青少年の粗暴性または残虐性を助長するもの
- (二) 前号に掲げるもののほか、著しく青少年の犯罪または自殺を誘発するおそれのあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書等（内容が主として読者または視聴者の好色的興味に訴えるものでない）と認められるものを除く。）は、前項の規定による指定がない場合であつても、青少年に有害な図書等とす。

- (一) 書籍、雑誌またはちらしその他これに類するものであつて、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する行為を描写した場面が規則で定めるものの時間を超えて三分を超えるものまたは当該場面の数が二十以上のもの
- (二) 電磁的記録媒体であつて、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する行為を描写した場面が規則で定めるものの時間を超えて三分を超えるものまたは当該場面の数が二十以上のもの

(平七条例四十二・平十条例十・一部改正)

### （有害図書等の販売等の制限）

第十二条 知事は、次の各号の二 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、または視聴させることを業とする者（以下「図書等の販売等を業とする者」という。）およびその従業者は、前条第一項の規定により指定された図書等または同条第二項の規定により青少年に有害な図書等とされた図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、または視聴させてはならない。

(平十条例十・追加、平十六条例十三・一部改正)

### （有害図書等の陳列方法等）

第十三条 知事は、有害図書等の陳列方法を定めるものとする。

第十一条の三 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するとき、規則で定めるところにより、当該有害図書等を有害図書等以外の図書等と区分して店舗内の容易に監視することができるところに陳列しなければならない。かつ、青少年が閲覧し、または視聴しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、図書等の販売等を業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、有害図書等の陳列場所の変更その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に係る措置を執らなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(平七条例四十二・追加、平十条例十・旧第十一条の二線下、平十六条例十三・一部改正)

(有害図書等の配付等の制限)

第十一条の四 何人も、有害図書等を青少年に配付してはならない。

2 何人も、有害図書等を、青少年が容易に見ることができないようにするための措置を講じないで、戸別に配布してはならない。

3 知事は、前項の措置を講じないで有害図書等を戸別に配布している者があるときは、その者に対し、当該行為の中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平十条例十・追加)

(有害興行の制限)

第十二条 知事は、興行の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行（以下「有害興行」という。）を行う時には、その興行を青少年が見、または聞くことができない旨を入口の見やすいところに掲示しなければならない。

3 興行を主催する者およびその従業者は、有害興行を青少年に見せ、または聞かせてはならない。

(平七条例四十二・一部改正)

(有害広告物の制限)

第十三条 知事は、広告物の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その広告主または管理者に対して、その広告物の内容の変更または除去を期限を付して命ずることができる。

(有害がん具等の制限)

第十四条 知事は、がん具等の形状、構造または機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、そのがん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

(一) 人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれのあるもの

(二) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 専ら性交またはこれに類する行為に供するがん具等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害ながん具等とする。

(一) 性器の形状をなし、またはこれに著しく類似するもの

(二) 性器を包み込み、または性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、または装着することができる構造を有するもの

3 がん具等の販売を業とする者およびその従業者は、第一項の規定により指定されたがん具等または前項の規定により青少年に有害ながん具等とされたがん具等（以下「有害がん具等」という。）を青少年に販売してはならない。

(平七条例四十二・一部改正)

(指定の解除)

第十五条 知事は、第十一条第一項、第十二条第一項および前条第一項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

(審議会への諮問)

第十六条 知事は、次に掲げる場合は、あらかじめ滋賀県社会福祉審議会（次項において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

(一) 第八条の規定による推奨をしようとするとき。

(二) 第十一条第一項の規定による有害な図書等の指定をしようとするとき。

(三) 第十二条第一項の規定による有害な興行の指定をしようとするとき。

(四) 第十三条の規定による広告物の内容の変更または除去を命じようとするとき。

(五) 第十四条第一項の規定による有害ながん具等の指定をしようとするとき。

(六) 前条の規定による指定の解除をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨し、指定し、命令し、または解除したときは、次の審議会にその旨を報告しなければならない。

(昭六十一条例十・平十二条例四十二・一部改正)

(告示)

第十七条 知事は、第十一条第一項、第十二条第一項および第十四条第一項の規定により指定し、または第十五条の規定により指定の解除をしたときは、速やかにその旨を滋賀県公報に登載

して告示するものとする。ただし、緊急を要する場合には、関係人に対する旨を通知することにより、その者に関する限り告示がなされたものとみなす。

(有害遊技の制限)

第十八条 遊技機を設置して遊技をさせることを業とする者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号）第二条第一項第七号および第八号に規定する営業を営む者を除く。次項において同じ。）およびその管理者は、青少年に射幸心を誘発するおそれのある遊技機により遊技をさせないように努めなければならない。

2 知事は、遊技機の構造および遊技の方法が著しく青少年の射幸心を誘発し、または助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、その遊技機を設置して遊技をさせることを業とする者またはその管理者に対して、青少年の立入り禁止または遊技方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

(昭五十九条例四十八・一部改正)

(自動販売機による販売等の自主規制)

第十九条 自動販売機による避妊用品または酒類もしくはたばこの販売を業とする者およびこれらの販売の用に供する自動販売機を管理する者は、青少年が当該自動販売機からこれらを購入しないような措置を講じよう努めなければならない。

2 自動販売機による避妊用品の販売を業とする者は、次に掲げる場所または地域にその販売の用に供する自動販売機を設置しないよう努めなければならない。

(一) 学校その他の教育施設、文化施設、体育施設等およびこれらの周辺

(二) 遊園地、公園およびこれらの周辺

(三) 主たる通学路に面した場所

(平七条例四十二・一部改正)

(自動販売機等の設置の届出等)

第十九条の二 自動販売機等による図書等またはがん具等の販売または貸付けをしようとする者は、販売または貸付けを開始する日の十日前までに、自動販売機等ごとに規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(一) 氏名、住所および電話番号（法人にあつては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地および電話番号）

(二) 自動販売機等の名称、型式および製造番号

(三) 自動販売機等の設置場所およびその周辺の状況

(四) 自動販売機等の設置年月日

(五) 販売または貸付けの開始年月日

(六) 次条に規定する自動販売機等管理者を置かなければならない場合にあつては、その者の氏名、住所および電話番号

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機等について、設置場所を変更しようとするときは十日前までに、同項第一号または第六号に掲げる事項を変更したときは変更の日から起算して十五日以内に、規則で定めるところにより当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その日から起算して十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(平七条例四十二・追加、平十条例十・平十一条例四十四・一部改正)

(自動販売機等管理者の設置)

第十九条の三 自動販売機等による図書等またはがん具等の販売または貸付けを業とする者(以下「自動販売業者」という。)は、自動販売機等設置されている場所の存する市町の区域内に住所を有する者に限る。以下「自動販売機等管理者」という。(一)を置かなければならない。ただし、次条第四項に規定する措置が講じられている自動販売機等である場合または自動販売業者が、当該自動販売機等が設置されている場所の存する市町の区域内に住所(法人にあつては、主たる事務所)を有する場合は、この限りでない。

(平十一条例四十四・追加、平十六条例三十八・一部改正)

(自動販売機等による販売等の制限)

第二十条 自動販売業者は、これらの販売または貸付けの用に供する自動販売機等の表面の見やすい箇所に、次に掲げる事項を表示しておかなければならない。ただし、その者の店舗内または店頭に自動販売機等を設置する場合は、この限りでない。

(一)当該自動販売業者の氏名および住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

(二)前条の規定により自動販売機等管理者を置いた場合にあつては、その者の氏名および住所

2 自動販売業者および自動販売機等管理者ならびにその従業者は、有害図書等または有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。

3 自動販売業者および自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納されている図書等またはがん具等が第十一条第一項または第十四条第一項の規定による指定を受けたときは、直ちにこれらの図書等またはがん具等を自動販売機等から撤去しなければならない。

4 前二項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所または人が常駐する店舗、事務所等の内部の容易に監視することができる場所に設置される自動販売機等には、適用しない。

(平七条例四十二・平十条例十・平十一条例四十四・平二十条例十八・一部改正)

(インターネット利用の制限)

第二十条の二 電気通信設備によるインターネット接続サービスの提供を行うことを業とする者および当該事業者のために利用者との契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者は、利用者と契約または契約の締結の媒介等を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、青少年が利用することとなる場合には、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を青少年が閲覧し、または視聴することがないよう、当該情報を取り除くためのフィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。)の機能を有するソフトウェア(以下「青少年に有益なソフトウェア」という。)に関する情報その他必要な情報を提供し、青少年に有益なソフトウェアの利用等を推奨するように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、青少年が当該端末設備によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年に有益なソフトウェアを備えた端末設備の提供その他必要な措置をとるよう努めなければならない。

3 保護者は、青少年に有益なソフトウェアの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

(平二十条例十八・追加)

(質受け等の制限)

第二十一条 質屋(質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する質屋をいう。)およびその従業者は、青少年から物品を質に取り、金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商(古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第二条第三項に規定する古物商をいう。)およびその従業者は、青少年から物品を買い受け、もしくは売却の委託を受け、または青少年と物品の交換をしてはならない。

3 貸金業者(貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいう。)およびその従業者は、青少年に金銭を貸し付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付することを含む。)または金銭の貸付けの媒介をしてはならない。

4 金属屑回収業者(滋賀県金属屑回収業条例(昭和三十一年滋賀県条例第五十八号)第二条第一項に規定する金属屑回収業者をいう。)およびその従業者は、青少年から金属屑を買い受け、または売却の委託を受けてはならない。

5 前四項の規定は、青少年がその保護者の委託を受け、または同意を得た場合には、これを適用しない。

(昭五十八条例三十七・平七条例四十二・平十二条例一〇九・一部改正)

(深夜外出の制限)

第二十二条 保護者は、特別な理由がある場合のほか、深夜(午後十一時から午前五時までをいう。次項において同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、または同伴してはならない。

3 深夜に営業を営む者およびその従業者は、特別な理由がある場合のほか、深夜に当該営業に係る施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(平二十条例十八・追加)

(深夜の営業を行う施設への立入りの制限)

第二十三条の二 次に掲げる営業を営む者およびその従業者は、深夜において、当該営業に係る施設に青少年を立ち入らせてはならない。

(一)個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合せて歌唱を行わせる営業

(二)設備を設けて、客に主に図書等を閲覧させ、もしくは視聴させ、またはインターネットの利用を行わせる営業

2 前項各号に掲げる営業を営む者は、深夜において営業を営む場合は、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を入口の見やすいところに掲示しなければならない。

(平二十条例十八・追加)

(いれずみ等の禁止)

第二十三条 何人も、青少年に対していれずみまたはこれに類似するものを施してはならない。

2 何人も、青少年に対して勧誘し、または周旋して前項の行為を受けさせてはならない。

(いん行行為等の禁止)

第二十四条 何人も、青少年に対していん行またはわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、または見せてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第二十五条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、または青少年がこれらの行為を行うことを知つて場所を提供し、または周旋してはならない。

(一)飲酒または喫煙

(二)いん行またはわいせつな行為

(三)暴行またはばく

- (四) いれずみまたはこれに類似するものをする行為
- (五) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤または覚せい剤原料の不法な使用
- (六) トルエンならびに酢酸エチル、トルエンまたはメタノールを含有するシンナー、接着剤および塗料の不健全な使用
- (七) 催眠、めいてい、興奮、幻覚または麻酔等の作用を有する医薬品その他これらの作用を有するものとして知事が定めるものの不健全な使用

(立入調査)

- 2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(平七条例四十二・一部改正)

第四章 罰則

(罰則)

- 2 次各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処す。
  - (一) 第十一条の二の規定に違反した者
  - (二) 第十一条の三第三項の命令に従わかつた者
  - (三) 第十一条の四第一項の規定に違反した者
  - (四) 第十一条の四第三項の命令に従わかつた者
  - (五) 第十二条第三項の規定に違反した者
  - (六) 第十三条の命令に従わかつた者
  - (七) 第十四条第三項の規定に違反した者
  - (八) 第二十条第二項または第三項の規定に違反した者
  - (九) 第二十二條の二第一項の規定に違反した者
  - (十) 第二十三条の規定に違反した者
  - (十一) 第二十四条第二項の規定に違反した者
  - (十二) 第二十五条の規定に違反した者
- 3 第二十一条第一項から第四項までの規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処す。
- 4 次各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金または料料に処す。
  - (一) 第十二条第二項の規定に違反した者

- (二) 第十九条の二第一項または第二項の規定に違反した者または虚偽の届出をした者
- (三) 第二十条第一項の規定に違反した者または虚偽の表示をした者
- (四) 第二十二條第二項の規定に違反した者
- (五) 第二十二條の二第二項の規定に違反した者
- (六) 第二十六条第一項の規定による立入りもしくは調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対して虚偽の答弁をし、もしくは資料の提示を拒んだ者

5 第十一条の二、第十二条第三項、第十四条第三項、第二十一条、第二十二條の二第一項または第二十三條から第二十五條までの規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項から第三項までの規定による処罰を免れることができず、ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

- (平四条例二十八・平七条例四十二・平十条例十・平十六条例十三・一部改正・平二十条例十八・追加・一部改正)
- (両罰規定)
- 第二十八条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑または料料刑を科する。  
(免責規定)
- 第二十九条 此の条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は適用しない。ただし、青少年が営業者であつて、その営業に関する場合は、この限りでない。

第五章 雑則

- (県民からの申出)
- 第三十条 何人も、第八条の規定による推奨、第十一条第一項、第十二条第一項もしくは第十四条第一項の規定による指定、第十三条もしくは第十八条第二項の規定による措置命令または第十五条の規定による指定の解除をすることが適当であると認めるときは、その理由を付してその旨を知事に申し出ることができる。
- (委任)
- 第三十一条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

- 付則
- 1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正前の滋賀県青少年保護条例の規定により行われた処分は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例によってなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

- なお従前の例による。
- 付則(昭和五十八年条例第三十七号)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県青少年の健全育成に関する条例第二十一条第三項の規定の適用については、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する貸金業を営む者は、同条例第二十一条第三項の貸金業者とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付則(昭和五十九年条例第四十八号)

- この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。
- 付則(昭和六十一年条例第十号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 付則(平成四年条例第二十八号)
- 1 この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 付則(平成七年条例第四十二号)
- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機等による図書等またはがん具等の販売または貸付けを業とする者については、その者を改正後の第十九条の二第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例(平成七年滋賀県条例第四十二号)」の施行の日から起算して一月以内に」とする。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 付則(平成十年条例第十号)
- 1 この条例は、平成十年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成十年十月十日までの間に、自動販売機等による図書等またはがん具等の販売または貸付けをしようとする場合および改正前の第九條の二第一項の規定による届出をした者が当該届出に係る自動販売機等について設置場所を変更しようとする場合の届出については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 付則(平成十一年条例第四十四号)

- (施行期日)
- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 付則(平成十一年条例第四十四号)
- 1 この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 付則(平成十一年条例第四十四号)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十九条の二に一項を加える改正規定および次項の規定は、平成十二年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の滋賀県青少年の健全育成に関する条例(以下「新条例」という。)第十九条の二第三項の規定は、前項ただし書に規定する日以後使用が廃止される自動販売機等について適用する。

3 この条例の施行の際現に自動販売機等による図書等またはがん具等の販売または貸付けを業とする者に係る新条例第十九条の三の規定の適用については、同条中「自動販売機等」とあるのは、「自動販売機等」とし、滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例(平成十一年滋賀県条例第四十四号)の施行の日から六月以内に」とする。

4 前項に規定する者が同項の規定により読み替えて適用される新条例第十九条の三の規定により自動販売機等管理者を置いたときは、新条例第十九条の二第一項第六号に掲げる事項に変更があったものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成十二年条例第四十二号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成十二年条例第四十七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成十二年条例第九号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成十六年条例第十三号)

1 この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成十六年条例第三十八号) 抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成十六年規則第六十六号で平成十七年一月一日から施行)  
付 則 (平成二十年三月二十八日条例第十八号)

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。